

環境と森づくりを考える税制懇話会設置要綱

(設置)

第1条 多様な公益的機能を有する森林を県民全体で守り育て、次の世代に引き継ぐとともに、低炭素社会の実現に向けた総合的な取り組みを一層推進していくため、「環境と森づくりを考える税制懇話会」(以下「懇話会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、知事が委嘱する別表に掲げる委員をもって組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。

(座長)

第4条 懇話会には座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選出する。
- 3 座長は会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(検討事項)

第5条 懇話会は、森林や環境の保全に係る、次に掲げる事項に関して検討するものとする。

- (1) 森林の保全等を目的とした施策に関する事
- (2) 新たな税制等、(1)の施策に必要な財源に関する事
- (3) その他上記の検討に関して必要な事項に関する事

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、森林環境部森林環境総務課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附則 この要綱は、平成21年5月15日から施行する。

[別表]

環境と森づくりを考える税制懇話会 委員名簿

氏 名	役 職 等	備 考
池上 岳彦	立教大学経済学部教授	
大村 俊介	環境に関する企業連絡協議会会長	
小沢 典夫	山梨県立大学国際政策学部教授	
木平 勇吉	東京農工大学名誉教授	
三枝 悦夫	山梨県環境保全審議会委員（公募委員）	
曾根原 久司	特定非営利活動法人ほえがおつなげて代表理事	
田中 美津江	財団法人オイスカ山梨県支部事務局長	
仲澤 早苗	山梨県消費生活研究会連絡協議会会長	
日高 昭夫	山梨学院大学大学院社会科学部研究科教授 山梨学院大学法学部政治行政学科長・教授	
矢川 満	南部町森林組合代表理事専務	

(5 0 音順、敬称略)